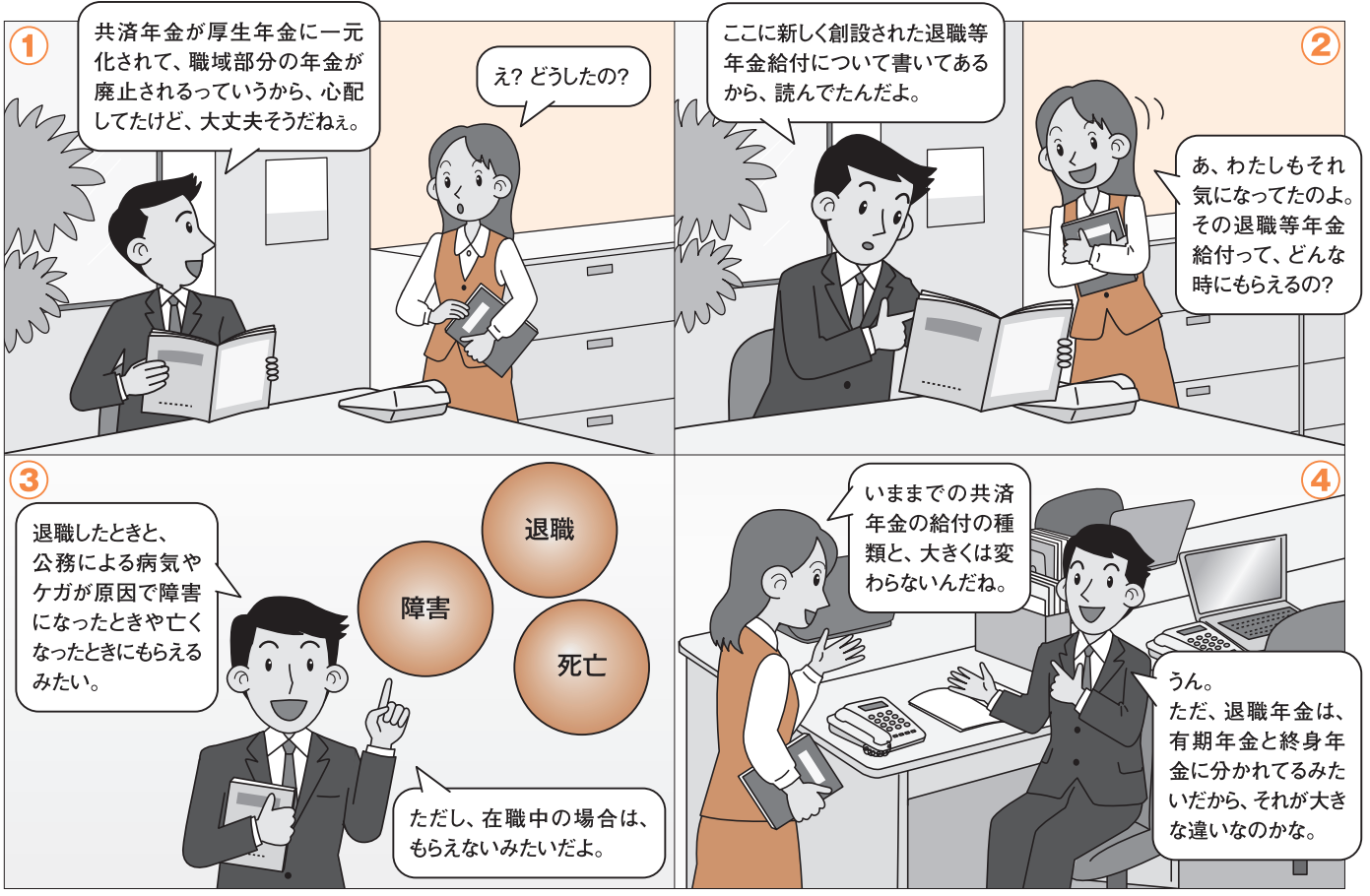
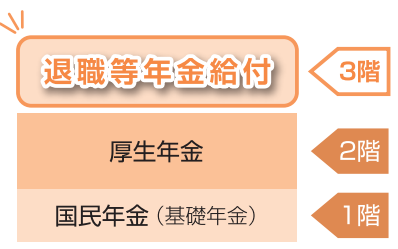




退職等年金給付 (年金払い退職給付)の しくみ②

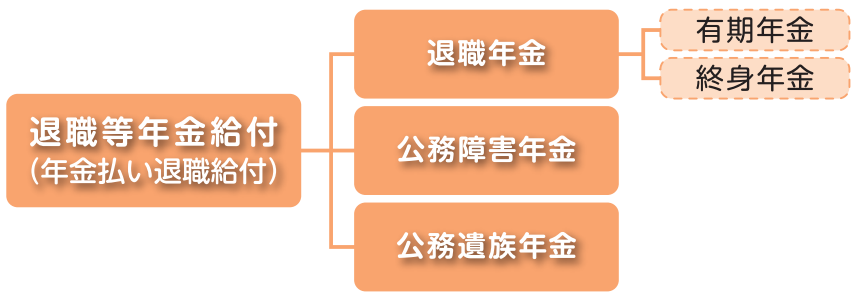


これまでの共済年金の3階部分の年金であった「職域年金相当部分」(以下、職域部分という)の廃止にともない、新たな公務員制度として、平成27年10月から「退職等年金給付(年金払い退職給付)」が創設されました。



退職等年金給付の種類

退職等年金給付には、大きく分けて「退職年金」、「公務障害年金」、「公務遺族年金」の3種類の給付があります。
「退職年金」については、2分の1が「有期年金」として、残りの2分の1は「終身年金」として支給されます。

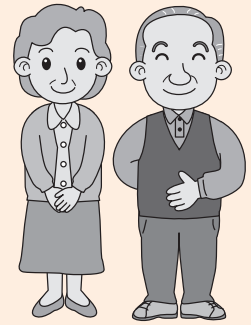


退職年金

「退職年金」は、組合員が退職後、原則65歳から支給される年金です。

支給要件 次のすべての要件を満たしているときに支給されます。

- 1年以上の引き続き組合員期間を有すること
(注) 平成27年10月1日以後の組合員期間または平成27年10月1日をまたいで引き続き組合員期間が対象となります。ただし、年金額は、平成27年10月1日以後の組合員期間で計算します。
- 65歳以上であること
- 退職していること

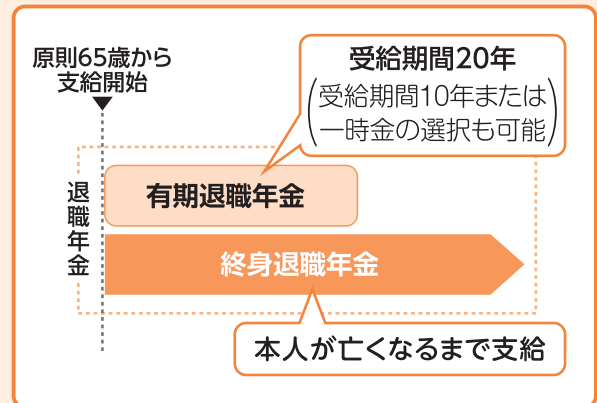


支給形態 年金の支給額の2分の1は「終身退職年金」として、残りの2分の1を「有期退職年金」として支給されます。

「終身退職年金」は、本人が亡くなるまで継続して支給されます。

「有期退職年金」の受給期間は原則20年(240月)ですが、給付事由が生じてから6ヶ月以内に手続きを行うことで、その受給期間を10年(120月)に短縮することや、年金に代えて一時金として受給することが選択できます。

また、受給期間が終了する前または受給開始前(組合員である間を含む)に受給権者または組合員が死亡した場合には、受給していない期間分の「有期退職年金」分の年金原資に相当する額が一時金として遺族に支給されます。



公務障害年金

「公務障害年金」は、公務に基づく傷病により障害状態になったときに支給される年金です。

支給要件 次のすべての要件を満たしているときに支給されます。

- 公務による病気またはケガ(以下、公務傷病といいます)により障害状態になったこと
 - 公務傷病の初診日(平成27年10月1日以降の初診日に限る)において組合員であること
 - 障害認定日においてその公務傷病により、障害等級1級～3級に該当する障害状態であること
- (注) 通勤災害による病気またはケガは、対象となりません。

支給形態 終身年金として支給されます。
ただし、組合員として在職中の場合は全額支給停止となります。

公務遺族年金

「公務遺族年金」は、公務に基づく傷病により亡くなったときに支給される年金です。

支給要件 次のいずれかに該当したとき、支給されます。

- 組合員が、公務傷病により死亡したとき
- 組合員であった方が、組合員であった期間に初診日のある公務傷病が原因で、初診日(平成27年10月1日以降の初診日〈初診日がない場合は該当する傷病の発した日〉に限る)から5年を経過する日前に死亡したとき
- 障害等級1級または2級に該当する公務障害年金の受給権者が、その公務障害年金の原因となった病気やケガで死亡したとき

(注) 通勤災害による病気またはケガは、対象となりません。

支給形態 終身年金として支給されます。